

九州本土における再生可能エネルギー発電設備の 出力抑制の検証結果

～ 2 0 2 1 年 1 1 月抑制分 九州電力送配電～

2 0 2 1 年 1 2 月 2 2 日
電力広域的運営推進機関

1. はじめに
2. 検証の観点
3. 九州電力送配電が公表した出力抑制の実施状況
4. 総合評価
5. 検証結果

(別紙 1) 日別の需要想定・需給状況・再エネ出力抑制の必要性

(別紙 2) 日別の優先給電ルールに基づく抑制、調整状況

(別紙 3) (参考) 当日の需給実績

(参考資料) 再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の検証における
基本的な考え方 ～九州電力送配電編～

九州電力送配電は、2021年11月に、九州エリア（本土）において再生可能エネルギー発電設備（以下、「再エネ」という。）の出力抑制の指令を、11日間（※）実施した。

（※） 当日、自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制には至ったのは、7日間であった。

本機関は、業務規程第180条の規定に基づき、九州電力送配電から送配電等業務指針（以下、「業務指針」という。）第183条および第185条に定める事項の説明を受け、これを裏付ける資料を受領したうえで、抑制前日の指令時点において、九州電力送配電の出力抑制が法令および業務指針に照らして妥当であったか否かを確認および検証したので、その結果を公表する。

本機関は、法令および業務指針に照らして、抑制前日の指令時点において抑制が不可避であったか否かを、以下の観点で検証した。基本的な検証の考え方は、「参考資料」参照。

① 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況
(データは、「別紙 1」参照)

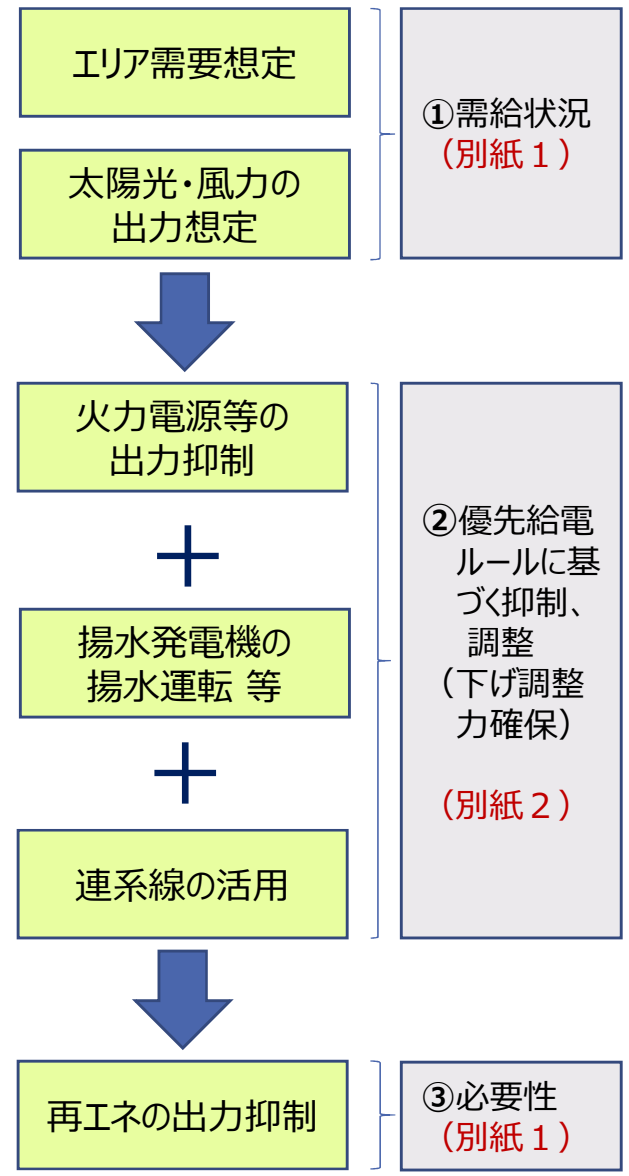
- ・過去の蓄積された実績から、類似の需要実績を抽出しているか。
- ・最新の気象データ（気象予測）に基づき、補正されているか。
- ・最新の日射量予測データに基づき、太陽光の出力想定をしているか。
- ・最新の風力予測データに基づき、風力の出力を想定しているか。
- ・太陽光および需要の想定誤差量は妥当か。

② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の
具体的内容（データは、「別紙 2」参照）

- ・電源Ⅰ・Ⅱ火力機を、LFC調整力2%を確保しつつ最低限必要な台数に厳選しているか。
- ・揚水発電機の揚水運転や電力貯蔵装置の充電の最大限活用を見込んでいるか。
- ・電源Ⅲ火力を、発電事業者と事前合意された出力まで抑制することを見込んでいるか。
- ・連系線空容量を最大限活用した域外送電となっているか。
- ・バイオマス専焼電源の抑制、地域資源バイオマスの運転状況を確認。

③ 再エネの出力抑制を行う必要性（データは、「別紙 1」参照）

- ・上記②で再エネの出力抑制の前段まで下げ調整力を確保しても
上記①で予想したエリア需要等を供給力が上回る結果となっているか。



2. 検証の観点（2 / 2）

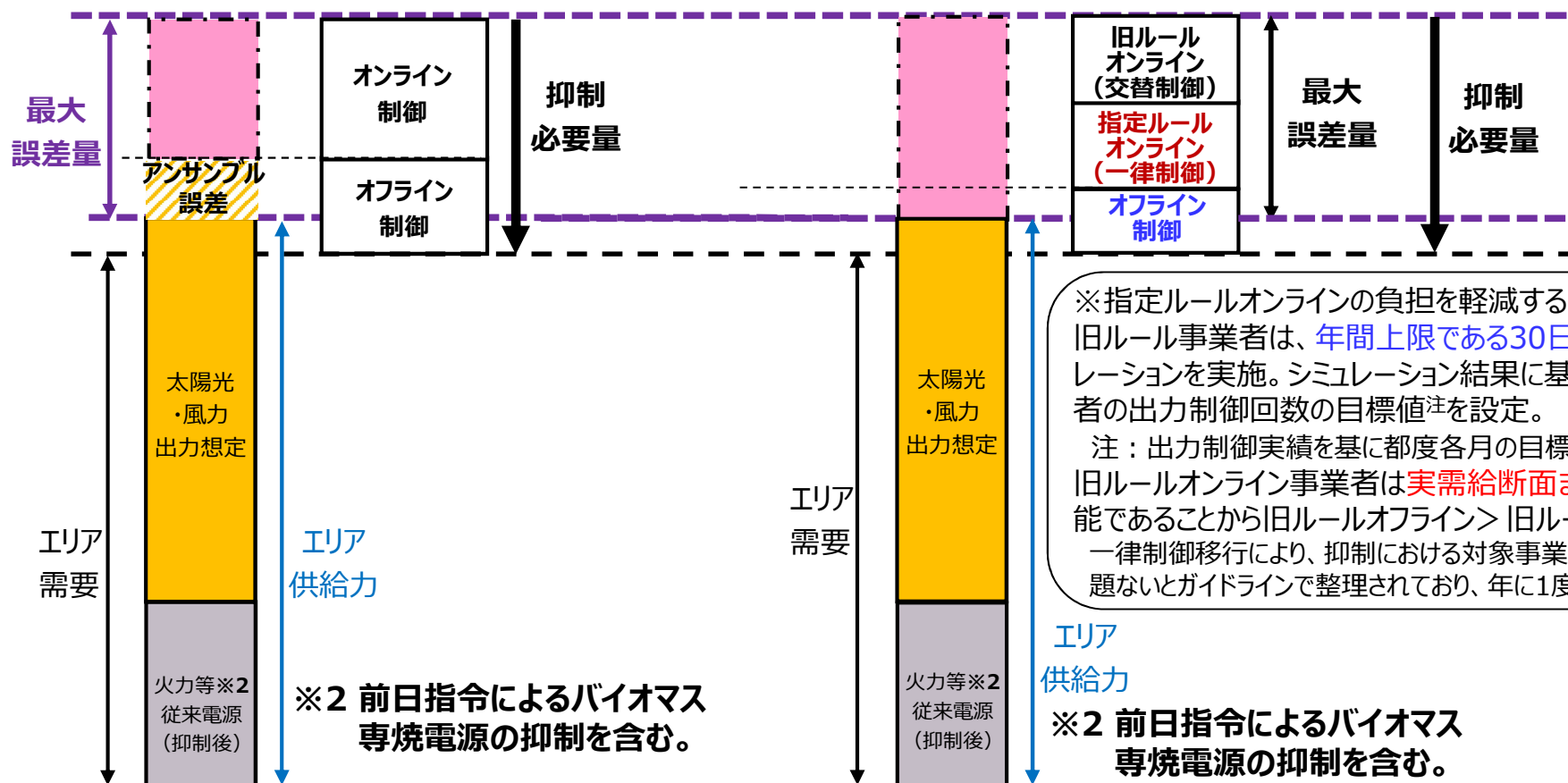
本機関は、九州電力送配電が前日計画時点の抑制必要量を下図の通り「最大誤差量」で算出し、必要な再エネの出力抑制を行ったかを確認した。第28回系統WGにおいて九州電力送配電が示した、オフライン制御を年間30日上限となるよう調整し、指定ルールを旧来の輪番制御から一律制御とする方法※の導入を確認した。

〔2020年秋期以降の運用〕

（アンサンブル誤差量をオフライン制御に割り当てる運用）

〔2021年4月以降の運用〕

（指定ルールオンライン一律制御での運用）



※指定ルールオンラインの負担を軽減するため、旧ルール事業者は、年間上限である30日となるよう調整するシミュレーションを実施。シミュレーション結果に基づき各月の旧ルール事業者の出力制御回数の目標値^注を設定。

注：出力制御実績を基に都度各月の目標値は見直す

旧ルールオンライン事業者は実需給断面まで出力制御の見極めが可能であることから旧ルールオフライン>旧ルールオンラインとなる見込み。一律制御移行により、抑制における対象事業者は増加するが、公平性は問題ないとガイドラインで整理されており、年に1度検証を行い別途公表している。

3. 九州電力送配電が公表した出力抑制の実施状況

九州電力送配電は、11月の以下の日について、下げ調整力不足が発生することを想定したため、再エネ事業者に対し、出力抑制を指令（※1）した。

（※1）当日、自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制には至ったのは、7日間であった。

供給区域	九州エリア（本土） 青字：当日、自然変動電源の出力抑制に至らなかった日						
指令日時	10月31日(日) 16時	11月3日(水) 16時	11月4日(木) 16時	11月6日(土) 16時	11月13日(土) 16時	11月16日(火) 16時	11月17日(水) 16時
抑制実施日	11月1日 (月)	11月4日 (木)	11月5日 (金)	11月7日 (日)	11月14日 (日)	11月17日 (水)	11月18日 (木)
最大抑制量（※2）	112.4万kW	186.5万kW	130.3万kW	309.9万kW	134.4万kW	89.2万kW	205.8万kW
抑制時間	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時
九州電力送配電公表サイト	九州本土の出力制御指示内容を参照						

供給区域	九州エリア（本土） 青字：当日、自然変動電源の出力抑制に至らなかった日						
指令日時	11月18日(木) 16時	11月19日(金) 16時	11月26日(金) 16時	11月27日(土) 16時			
抑制実施日	11月19日 (金)	11月20日 (土)	11月27日 (土)	11月28日 (日)			
最大抑制量（※2）	154.2万kW	151.9万kW	35.9万kW	103.6万kW			
抑制時間	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時			
九州電力送配電公表サイト	九州本土の出力制御指示内容を参照						

（※2）計画時点における最大抑制量（オフライン制御で確保する制御量＋オンライン制御で当日対応する制御量）を示す。

本機関は、九州電力送配電が行った指令時点における再エネ出力抑制の妥当性を評価した。

評価項目	11月										
	1	4	5	7	14	17	18	19	20	27	28
1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（１）エリア需要等・エリア供給力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（２）エリア需要想定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（３）太陽光の出力想定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（４）風力の出力想定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的内容	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（１）電源Ⅰ・電源Ⅱ火力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（２）揚水発電機の揚水運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（３）電力貯蔵装置の充電	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（４）電源Ⅲ火力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（５）連系線の活用（長周期広域周波数調整）※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（６）バイオマス専焼電源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（７）地域資源バイオマス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 再エネの出力抑制を行う必要性	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
再エネの出力抑制を行う必要性和抑制必要量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 「－」は前日計画時点の下げ調整力最小時刻において、中国九州間連系線（関門連系線）の未利用領域（空容量）が無かった日。

評価項目	理由
1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況	—
（1）エリア需要等・エリア供給力	エリア需要等と、再エネ余剰分を差し引いたエリア供給力とが等しく計画されていた（全抑制日）。
（2）エリア需要想定	類似の過去実績から想定できていた（全抑制日）。
（3）太陽光の出力想定	最新の日射量データで想定できていた（全抑制日）。
（4）風力の出力想定	最新の風力予測値で想定できていた（全抑制日）。
2. 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的内容	—
（1）電源Ⅰ・電源Ⅱ火力	作業等による制約を考慮した最低限必要なユニットのみ運転することを確認し、電制電源は連系線の運用容量に影響しない出力まで抑制（1,5,27,28日）することを確認した。
（2）揚水発電機の揚水運転	オーバーホールや設備点検などの理由で稼働できない機器を除く、最大限揚水することを確認した（全抑制日）。
（3）電力貯蔵装置の充電	大容量蓄電池は、最大限充電していることを確認した（全抑制日）。
（4）電源Ⅲ火力	電制電源は、制約を考慮した最低出力まで抑制することを確認した（全抑制日）。その他の発電所は、燃料貯蔵等に影響を与えない出力まで抑制、あるいは事前合意された最低出力以下に抑制することを確認した（全抑制日）。
（5）連系線の活用 （長周期広域周波数調整）	抑制指令時点で連系線空容量を最大限活用する計画としていることを確認した。 前日計画時点の下げ調整力最小時刻において長周期周波数調整を活用できた日はなかった。
（6）バイオマス専焼電源	作業に伴う出力まで抑制、あるいは事前合意された最低出力以下に抑制することを確認した（全抑制日）。
（7）地域資源バイオマス	出力抑制の対象外としていることを確認した（全抑制日）。
3. 再エネの出力抑制を行う必要性	—
再エネの出力抑制を行う必要性和抑制必要量	至近までの太陽光設備量と実績を基に想定誤差量を算出し、想定誤差量を考慮したエリア供給力が、エリア需要等を上回る結果となっていた（全抑制日）。

総合評価	再エネ出力抑制を計画した 11日間において、各項目が妥当であったと評価する。
-------------	---

本機関が検証した結果、下げ調整力不足が見込まれたために行われた今回の出力抑制の指令は、妥当であると判断する。

○検証を行った3項目

① 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況

これまで蓄積された過去の需要実績を最大限活用し、下げ調整力最小時刻のエリア需要等を想定できていた。また、最新の日射量データと発電所地点周辺の風速予測データを基に、太陽光・風力の出力を的確に想定できていた。

② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的内容

電源Ⅰ・Ⅱ火力機を最低限運転に必要な台数に厳選、揚水発電機の揚水運転、および電力貯蔵装置の充電を最大限活用するとともに、電源Ⅲの最低出力運転、ならびに連系線空容量を最大限活用して、下げ調整力を最大限確保する計画としていた。
なお、11月の前日計画時点で連系線空容量がない日は11日あった。

③ 再エネの出力抑制を行う必要性

上記②で再エネの出力抑制の前段まで下げ調整力を確保しても、上記①のエリア供給力がエリア需要等を上回るため、再エネの抑制を行う必要があった。